

学校と家庭の よりよい関係づくりに係る指針

令和8年9月
桑名市教育委員会



目的：すべては、子どもたちの よりよい教育のために



先生が安心して働ける環境

誰もが適切な環境のもと、
心身のゆとりを持って働けること。



子どもと向き合う時間の確保

先生が一人ひとりの児童・生徒をしっかり
理解し、寄り添う時間を増やすこと。



よりよい教育環境の実現

子どもたちのウェルビーイング（心身の
幸せ）と豊かな学びにつながります。

学校の約束：誠実に向き合うための4つの基本ルール



誠実な対応

ご意見・ご要望に真摯に耳を傾けます。子どもたちの幸せの実現に向け、保護者の皆さまとともに考え、誠実に対応します。



チームでの解決

課題を教員ひとりで抱え込むことはしません。学校内で速やかに情報共有し、常に「チーム」として連携・対応します。



事実に基づく 丁寧な説明

事案が発生した場合は、事実と根拠に基づき、具体的に、簡潔かつ丁寧な説明を行います。



子どもの権利を大切に

子どもの権利を尊重する姿勢を常に持ち、子どもの話をしっかりと聞き、共感する対応を心がけます。

保護者の皆さまへのお願い：円滑なコミュニケーションのために



面談は、学校と保護者の双方で事前に調整した日時に行います。平日30分を目安とし、状況により60分程度まで対応します。面談には、教育委員会の職員が同席することがあります。



市内小・中・義務教育学校の電話は、平日7：50～17：15以外は自動応答での対応となります。勤務時間を超えた面談のお約束や電話対応のご要望には、お応えできない場合があります。



ご意見やご要望をいただいても、学校として対応できないことがあることをご理解ください。（必要に応じて関係機関につなぐこともあります。）

社会通念上不相当な言動や要求の具体例



【大声・威嚇】
大声を出したり、高圧的な態度で威嚇すること



【過度な謝罪要求】
土下座、謝罪文、多額の慰謝料などを求めること



【長時間の拘束】
長時間にわたり、面談や電話対応を強いること



【執拗な要求】
担任の変更・辞任などの要求を繰り返すこと

【境界を越えた場合の対応】

上記のような言動があった場合、学校は以下の対応をとる場合があります。

1. 面談や家庭訪問中であっても、直ちに中止し、退去をお願いする
2. 速やかに警察へ通報する
3. 教育委員会や「不当要求相談窓口」と連携し、組織的に対処する

皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

